

敦賀市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、工事監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

敦賀市監査委員	伊	藤	誠	一
同	森	口	春	幸
同	大	塚	佳	弘

工事監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく工事監査

3 監査の対象

- (1) 工事件名 新清掃センター建設工事（建築）
- (2) 所管課 市民生活部環境政策課

4 監査の範囲

令和7年度施工中の新清掃センター建設工事（建築）

5 監査の実施内容

監査対象工事に関する事務及び工事の設計、施工、監理などが適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに関係職員から説明を受けた後、工事現場の実施調査を行った。

なお、この監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求めて調査を行い、その意見を参考にした。

6 監査実施日

令和8年2月10日（火）午前10時から午後3時30分まで

7 監査の着眼点

- (1) 工事の計画は妥当であるか。
- (2) 目的に適合した設計となっているか。
- (3) 積算は適正に行われているか。
- (4) 入札及び契約は適正に行われているか。
- (5) 施工及び工事監理は適正に行われているか。
- (6) 検査は適切に行われているか。

8 監査の結果

監査対象工事に関する事務及び工事の設計、施工、監理等については、監査した範囲において、適正に行われているものと認められた。

なお、当該工事については多額の工事費用となり、国から補助金を受けながら実施される工事となる。そのため、当然に工事の実施内容については、補助金の要件を満たしていることを適宜確認しながら進めてもらいたい。また建設後の運営に関しても、安定稼働と安全確保に向けた実効性のある管理計画の策定に加えて、運営に関する監視機能（モニタリング）が十分に機能するよう制度設計を今から準備するよう意見として申し添える。

また、協同組合総合技術士連合の技術士による所見は、別紙報告書のとおりである。